

NEWS にゆーす あらがる

新幹線を学んで、未来の倶知安町を想像してみよう！

子ども特派員派遣事業（新幹線研修）

子ども特派員とは、町教育委員会社会教育課で行っている、小学5年生を対象にした研修事業です。今年度は「新幹線」をテーマに、8人が研修に参加しました。

平成42年度には北海道新幹線が札幌まで開通する予定です。開通時には27歳になり、新幹線を利用する機会の多い世代である5年生たちが、見て、聞いて、感じることで新幹線を学びました。

子ども特派員は、子どもたちが他市町村を訪問し、現地での体験を通じて学びを深める事業です。

今年の訪問先は、来年度に新幹線が開通する木古内町と、東北新幹線が通っている岩手県盛岡市です。事前に新幹線の基礎知識などを学び、1月13～15日の日程で現地を訪問しました。

木古内町では、新しい新幹線駅を見学し、現場職員の方から開業に向けた取り組みを伺いました。その後、地域住民の方にお会いし、子どもたちがインタビューを行いました。

盛岡市では、盛岡駅周辺を見学しました。青森（新青森）と盛岡間の移動に、行きは在来線、帰りは新幹線を利用しました。在来線と新幹線の違いを肌で感じる事ができました。



△実際に新幹線に乗りました



△木古内町で住民にインタビュー



△8人が力を合わせてまとめの模造紙を作成しました



訪問後は、6回にわたり事後研修を行い、学んだことを模造紙にまとめました。新幹線について新しく知ったこと、そこから想像する倶知安町の未来、研修を通じて感じたことなどをまとめたものが、公民館2階ロビーに展示されています。ぜひご覧になってみてください。

知事・道議選挙 4月12日(日) 町議選挙 4月26日(日)

地方自治体の首長や議会議員の改選を全国で一齐に行う「第18回統一地方選挙」が下記の日程で行われます。倶知安町の皆さまは、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、倶知安町議会議員選挙の3つの選挙に投票することができます。

私たちの大切な一票を投票しに行きましよう。



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

投票日に投票所に行けない場合は

仕事や学校、旅行など一定の理由に該当すると見込まれ、投票日に投票することができない人は、期日前投票が不在者投票をご利用ください。

◆期日前投票◆
対象者：仕事や旅行など一定の要件に該当すると見込まれる人

投票場所：期日前投票所（役場分庁舎1階会議室）

投票方法：宣誓書を提出（選挙入場券が届く前でも投票できます）

投票期間：選挙ごとに異なります。右表を参照してください。

投票時間：8時30分～20時

◆不在者投票◆
対象者：長期出張、出産による里帰りなど

	告示日	投票日	期日前投票期間
知事選挙	3月26日 (木)	4月12日 (日)	3月27日(金) ～4月11日(土)
道議選挙	4月3日 (金)	4月12日 (日)	4月4日(土) ～4月11日(土)
町議選挙	4月21日 (火)	4月26日 (日)	4月22日(水) ～4月25日(土)

投票日当日の投票は、すべての選挙において町内10カ所の投票所で、7時～20時までとなっています。即日開票されます。

■お問い合わせ/
町選挙管理委員会
☎ 56-8000

で倶知安町で投票できない人
投票場所：滞在先の市区町村選挙管理委員会

投票方法：投票用紙を郵送することになるため、早めに投票用紙の請求をしてください。

◆指定病院などでの不在者投票◆
病院、老人ホームなどに入院（所）している人は施設内で不在者投票を行うことができます。不在者投票したい旨を各施設に申し出てください。

◆郵便などによる不在者投票◆

身体に重度の障がいがある人、介護保険法上の要介護5の人は郵便により、自宅で投票できます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

マイナちゃんのマイナンバー教室 vol.4

個人番号の利用



皆さん、こんにちは。マイナンバーの広報キャラクターのマイナちゃんです！
 今月は、「どんな時にマイナンバーを使うか」をお知らせします。

マイナンバー（個人番号）は、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用することは以前お話ししたよね。今月は、具体的にどんな場面が必要になるのかお伝えするよ。

例えば：

- ◆各種年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ◆雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ◆医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等の事務に利用
- ◆児童手当、児童扶養手当の支給
- ◆自立支援給付の支給、生活保護の決定・実施、介護保険給付、健康保険法等の保険給付の支給・保険料の徴収、公営住宅の管理に関する事務
- ◆税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載

このように国民の皆さんは、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることになるんだ。

また、税や社会保険の手続きでは、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこともあるんだ。これらの機関にもマイナンバーの提出が求められる場面があるんだよ。

なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められていて、それ以外に利用することは禁止されているんだよ。

マイナンバーの導入（平成28年1月）によって、平成29年1月から国の行政機関など、平成29年7月から地方公共団体で※情報連携が始まり、社会保障や税、災害対策の手続で住民票の写し、源泉徴収票、納税証明書などの添付が不要になるよ。ただし、現時点でマイナンバーの使用は、法律や条例で定められる社会保障や税、災害対策の分野に限られるので、それ以外の行政手続では、引き続き住民票の写しなどの添付が必要になるから、注意してね。

また、戸籍はマイナンバーの利用対象に入っていないため、番号の利用が始まった後も従来どおり提出する必要はあるんだ。

※複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

来月は、マイナンバーの民間事業者における取扱いについてお話しするね。

マイナンバーのお問い合わせ

◆全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178

平日9時30分～17時30分

（土日祝日・年末年始を除く）

※外国語対応（英語）は

☎0571-20-0192

◆町総務課行政電算係

☎56-8000

マイナンバー

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

いじめのない町をみんなで目指しましょう

「俱知安町子どものいじめの防止に関する条例」制定

いじめは、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに関係する問題です。

俱知安町では、みんなで力を合わせ、いじめから子どもを守るため、平成26年6月に「俱知安町子どものいじめの防止に関する条例」を、平成27年1月には「俱知安町いじめ防止基本方針」を制定しました。

条例では、「子どもはいかなる理由があってもいじめを行ってはならない」といじめの禁止について明記し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるよう、町、学校、保護者、地域などが連携して、いじめの防止やいじめの問題の解決に取り組むことを定めています。

以下、概要についてお知らせします。

●学校の取り組みでは

- ・学校いじめ防止基本方針を策定します。
- ・いじめ防止の対策のための組織を設置します。
- ・いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、教職員全員で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応にあたります。

●町または教育委員会の取り組みでは

- ・子どもたちに、全ての教育活動を通し

てこころの教育を推進していきます。

- ・学校や関係団体と連携し、いじめの未然防止やいじめに対する対策を推進していきます。

いじめに関する相談や通報を受け付けるための体制を整備していきます。

- ・いじめ防止専門委員会を設置し、いじめの対策について審議したり、重大事態に係る調査を行います。

●重大事態への対処では

- ・子どもがいじめにより長期にわたり登校できない、生命・心身に重大な被害が生じているなどの事態が発生した場合には、学校・教育委員会・町長が情報を共有しながら、事実関係を調査します。
- ・町長と教育委員会は、調査の結果を踏まえ、重大事態への対処や再発防止のための措置を講じていきます。



■お問い合わせ／町教育委員会学校教育課
 ☎56-8018